

## 平成22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:海技教育機構)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所               | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由      | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 移行困難な事由   | 移行予定年限 | 備考 |
|----------|----------------------------|-----------|---------------------------------|--|------|------------|-----|----------|---|--------|----|
| 電気料金     | 海技大学校長<br>兵庫県芦屋市西蔵町12-24   | 平成21年4月1日 | 関西電力<br>大阪市北区中之島3-6-16          | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | —    | 17,468,861 | —   | 0人       | 平成22年度における電気の契約に係る総合評価落札方式による入札を、平成21年度において実施予定のため。 | 平成22年度 |    |
| 専用線料金    | 海技大学校長<br>兵庫県芦屋市西蔵町12-24   | 平成21年4月1日 | KDDI<br>東京都新宿区西新宿2-3-2          | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | —    | 2,611,980  | —   | 0人       | より経済的、効率的な料金プランを調査・検討するために時間を要するため。                 | 平成23年度 |    |
| 電話料金     | 海技大学校長<br>兵庫県芦屋市西蔵町12-24   | 平成21年4月1日 | 西日本電信電話㈱兵庫支店<br>兵庫県神戸市中央区海岸通11番 | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | —    | 1,573,104  | —   | 0人       | より経済的、効率的な料金プランを調査・検討するために時間を要するため。                 | 平成23年度 |    |
|          |                            |           |                                 |  |      |            |     |          |   |        |    |

## 〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成21年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成22年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成22年度)を記載すること。

## 平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:海技教育機構)

| 契約名称及び内容               | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地            | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                   | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由      | 予定価格 | 契約金額      | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------|---------------------------------------|------------|-------------------------------------|--|------|-----------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 船主責任保険                 | 独立行政法人海技教育機構 理事長<br>静岡県静岡市清水区折戸3-18-1 | 平成21年4月27日 | 日本船主責任相互保険組合<br>東京都中央区日本橋人形町2-15-14 | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | 非公表  | 3,588,726 | —   | 0人       | 当該保険は船舶の所有者又は賃借人がその所有し又は賃借した船舶の運航に伴って生ずる自己の責任及び費用に関する相互保険であるため、当機構も当該保険組合の組合員となっており、競争を許さない。 | 19                   |    |
| 船主責任保険<br><特別カバー>      | 独立行政法人海技教育機構 理事長<br>静岡県静岡市清水区折戸3-18-1 | 平成21年4月27日 | 日本船主責任相互保険組合<br>東京都中央区日本橋人形町2-15-14 | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | 非公表  | 3,509,992 | —   | 0人       | 当該保険は船舶の所有者又は賃借人がその所有し又は賃借した船舶の運航に伴って生ずる自己の責任及び費用に関する相互保険であるため、当機構も当該保険組合の組合員となっており、競争を許さない。 | 19                   |    |
| 波方海上技術短期大学校<br>土地賃貸借契約 | 独立行政法人海技教育機構 理事長<br>静岡県静岡市清水区折戸3-18-1 | 平成21年4月1日  | 今治市<br>愛媛県今治市別宮町1-4-1               | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | 非公表  | 1,563,000 | —   | 0人       | 契約の相手方が地方公共団体であるため。  | 19                   |    |
| 電気料金(清水校)              | 国立清水海上技術短期大学校長<br>静岡県静岡市清水区折戸3-18-1   | 平成21年4月1日  | 中部電力㈱<br>名古屋市中区東新町1番地               | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | —    | 4,111,979 | —   | 0人       | 電気を供給することが可能な業者がーのため。  | 8                    |    |
| 電気料金(波方校)              | 国立波方海上技術短期大学校長<br>愛媛県今治市波方町波方甲1634-1  | 平成21年4月1日  | 四国電力㈱<br>高松市丸之内2-5                  | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | —    | 1,936,513 | —   | 0人       | 電気を供給することが可能な業者がーのため。  | 8                    |    |
| 電気料金(小樽校)              | 国立小樽海上技術学校校長<br>小樽市桜3-21-1            | 平成21年4月1日  | 北海道電力㈱小樽支<br>小樽市富岡1丁目9-1            | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | —    | 2,319,029 | —   | 0人       | 電気を供給することが可能な業者がーのため。  | 8                    |    |
| 電気料金(宮古校)              | 国立宮古海上技術学校校長<br>岩手県宮古市磯鶏2-5-10        | 平成21年4月1日  | 東北電力㈱宮古営業所<br>宮古市築地2-2-33           | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | —    | 2,281,937 | —   | 0人       | 電気を供給することが可能な業者がーのため。  | 8                    |    |
| 電気料金(館山校)              | 国立館山海上技術学校校長<br>千葉県館山市大賀無番地           | 平成21年4月1日  | 東京電力㈱<br>東京都千代田区内幸町1-1-3            | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | —    | 3,426,527 | —   | 0人       | 電気を供給することが可能な業者がーのため。  | 8                    |    |
| 電気料金(唐津校)              | 国立唐津海上技術学校校長<br>佐賀県唐津市東大島町13-5        | 平成21年4月1日  | 九州電力㈱唐津営業所<br>唐津市新興町2951-1          | 会計規程第38条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許さないとき。 | —    | 2,078,824 | —   | 0人       | 電気を供給することが可能な業者がーのため。  | 8                    |    |

|            |   |           |  |  |   |           |   |    |                           |   |  |
|------------|---|-----------|--|--|---|-----------|---|----|---------------------------|---|--|
| 電気料金(口之津校) | 国立口之津海上技術学校<br>校長<br>長崎県南島原市口之津<br>町丁5782   | 平成21年4月1日 | 九州電力(株)島原営業<br>所<br>島原市城内1丁目<br>1207-1 | 会計規程第38条第1項<br>第1号<br>契約の性質又は目的<br>が競争を許さないとき。 | — | 1,782,872 | — | 0人 | 電気を供給することが可能な業者<br>が一のため。 | 8 |  |
| 水道料金(清水校)  | 国立清水海上技術短期<br>大学校長<br>静岡県静岡市清水区折<br>戸3-18-1 | 平成21年4月1日 | 静岡市水道事業下水<br>道<br>静岡市葵区追手町5番<br>1号     | 会計規程第38条第1項<br>第1号<br>契約の性質又は目的<br>が競争を許さないとき。 | — | 1,413,478 | — | 0人 | 水道を供給することが可能な業者<br>が一のため。 | 8 |  |
| 水道料金(小樽校)  | 国立小樽海上技術学校<br>校長<br>小樽市桜3-21-1              | 平成21年4月1日 | 小樽市水道局<br>小樽市花園2-12-1                  | 会計規程第38条第1項<br>第1号<br>契約の性質又は目的<br>が競争を許さないとき。 | — | 1,570,477 | — | 0人 | 水道を供給することが可能な業者<br>が一のため。 | 8 |  |
| 水道料金(館山校)  | 国立館山海上技術学校<br>校長<br>千葉県館山市大賀無番<br>地         | 平成21年4月1日 | 三芳水道企業団<br>千葉県館山市北条<br>1145-1          | 会計規程第38条第1項<br>第1号<br>契約の性質又は目的<br>が競争を許さないとき。 | — | 2,398,033 | — | 0人 | 水道を供給することが可能な業者<br>が一のため。 | 8 |  |
| 水道料金(口之津校) | 国立口之津海上技術学<br>学校長<br>長崎県南島原市口之津<br>町丁5782   | 平成21年4月1日 | 南島原市 収入役<br>長崎県南島原市口之<br>津町丙4252番地     | 会計規程第38条第1項<br>第1号<br>契約の性質又は目的<br>が競争を許さないとき。 | — | 2,801,405 | — | 0人 | 水道を供給することが可能な業者<br>が一のため。 | 8 |  |
| 電気料金       | 海技大学校長<br>兵庫県芦屋市西蔵町12-<br>24                | 平成21年4月1日 | 中国電力(株)<br>広島県中区小町4-33                 | 会計規程第38条第1項<br>第1号<br>契約の性質又は目的<br>が競争を許さないとき。 | — | 1,113,431 | — | 0人 | 電気を供給することが可能な業者<br>が一のため。 | 8 |  |
| 水道料金       | 海技大学校長<br>兵庫県芦屋市西蔵町12-<br>24                | 平成21年4月1日 | 芦屋市<br>兵庫県芦屋市精道町7<br>番6号               | 会計規程第38条第1項<br>第1号<br>契約の性質又は目的<br>が競争を許さないとき。 | — | 5,846,834 | — | 0人 | 水道を供給することが可能な業者<br>が一のため。 | 8 |  |

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

※予定価格欄の非公表は、同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため。

随意契約事由別 類型早見表

| 随 意 契 約 事 由  | 類型区分 |
|--|------|
| <p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>   |      |
| <p><b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b></p>   |      |
| (イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの  | 1    |
| (ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの  | 2    |
| (ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの                                      | 3    |
| (ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの   | 4    |
| <p><b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b></p> | 5    |
| <p><b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b></p>  | 6    |
| <p><b>ニ その他</b></p>  |      |
| (イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等            | 7    |
| (ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)                        | 8    |
| (ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)   | 9    |
| (ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入   | 10   |
| (ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入  | 11   |
| (ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの                                 | 12   |